

- ・ 35名の園児について、幼稚園の基準では1学級で運営できるが、これを2学級で運営する場合、園児数は同じでも100㎡余分に面積が必要。このため、保育室は園児1人当たり面積を基準に計算することが望ましい【32】
- ・ 子どもの情緒の安定の面からは遊びの種類毎にコーナーを設けたい【35】

[子育て支援]

- ・ 子育て支援センターに多目的室がもう1部屋あるとよい。できれば支援センター専用の園庭があるとよい【18】
- ・ 保育室は空き保育室が多いので、子育て支援の様々な活動の場としても活用【22】

II 総合施設モデル事業の実施状況（教育・保育の実施状況）

1 教育・保育の基本的な事業運営

	幼稚園児又は 短時間対象園児	保育所児又は 長時間対象園児
入園対象年齢		
入園基準		
基本保育時間	時 分～ 日 時 分	時 分～ 日 時 分
入園児の 在園時間	時間	時間
延長(預かり) 保育時間	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
休園日、休園 期間		

入園基準については、親の就労証明書提出の有無や選考基準（入園決定の条件や順位）などを記入してください。

→ 調査結果別紙P6参照

2 年齢別利用児童数と職員配置

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
幼稚園児又は 短時間対象園児の数							
保育所児又は 長時間対象園児の数							
担当職員数常勤換算合 計							
①両資格併有							
②幼稚園教諭のみ							
③保育士資格のみ							
④無資格							
①常勤職員数							
②非常勤職員実数							
③非常勤職員常勤 換算数							

※担当職員数については、常勤換算での合計数を記載した上で、その内訳として資格別の職員数（①幼稚園教諭免許と保育士資格の双方を取得、②幼稚園教諭免許のみを取得、③保育士資格のみを取得、④無資格者）及び常勤・非常勤別の職員数を記載すること。
この場合において、「常勤換算」とは8時間で常勤職員1名と換算するものであること。

→ 調査結果別紙P7参照

3 職員配置の状況

①職員数

	施設長	副園長 ・教頭	教育・保育担当			
			両資格 併有	幼稚園 教諭のみ	保育士 資格のみ	無資格者
職員合計数 (常勤換算)						
常勤職員数						
非常勤職員数 (実数)						
非常勤職員数 (常勤換算)						

	保健師 看護師	栄養士	調理員	事務 担当者	その他
職員合計数 (常勤換算)					
常勤職員数					
非常勤職員数 (実数)					
非常勤職員数 (常勤換算)					

	人数	年間検 診回数	業務内容
嘱託医師			
嘱託歯科医師			

②教育・保育担当者の経験年数

	教育・保育担当			
	両資格併有	幼稚園教諭のみ	保育士資格のみ	無資格者
5年未満				
5年以上 10年未満				
10年以上 15年未満				
15年以上				

※経験年数は、該当園に在職した年数だけでなく、その職に従事した年数の合計で区分し、人数を記入してください。

また、非常勤職員等については、常勤換算ではなく実数で記入してください。

→ 調査結果別紙P12参照

③ 職員配置についての工夫点

該当園において、職員配置で工夫されている点があれば記入してください。

(例) 0～2歳児には経験年数が多い職員を意図的に配置している など

[低年齢児に経験豊かな職員等を配置]

- ・ 低年齢児や長時間児への保育にはベテランと初年者を配置【2】
- ・ 0～1歳児は同じ部屋で、職員は互いに協力して対応。保育園経験豊かな人を中心に保育【8】
- ・ 0～2歳は正職員1名を必ず配置【9】
- ・ 0歳児には経験年数が多い職員を配置【13】
- ・ 0～2歳児には保育所勤務経験があり、子育て経験のある職員を配置。2歳児には幼稚園教諭・保育士の有資格者で、幼稚園・保育所勤務経験がある職員を配置【16】
- ・ 0～1歳児は育児経験を有する職員を配置し、園児数に応じて複数担当【17】
- ・ 0～2歳児は3歳未満児の経験豊富な職員を配置。特に0歳児は子育て経験のある職員を配置【19】
- ・ 0～2歳児には保育所勤務経験があり、子育て経験のある職員を配置【22】
- ・ 日頃から保育の実態と照らし合わせてクラス編成。経験年数、特に0才児保育については経験豊かな人を配置するとともにチームワークが取りやすいように配慮【24】
- ・ 低年齢児には経験豊かな職員を配置【32】

- ・ 0～2歳児は3歳未満児の経験豊富な職員を配置【33】
- ・ 0～1歳児は育児経験者を配置。3歳児は経験ある職員と若い職員の複数担任【34】
- ・ 0～2歳児担当としてベテランを1名雇用【35】

[3歳未満児と3歳以上児への職員配置]

- ・ 幼稚園経験者を3歳児担当に、保育園経験者を2歳児担当に【20】
- ・ 2歳児と預かり保育には保育経験者でかつ子育て経験者を配置【26】
- ・ 1～2歳児は認可外保育施設での勤務経験者を配置。3～5歳児は既存の幼稚園の職員を中心に配置【31】

[年長児への配慮]

- ・ 5歳児には経験年数が多い職員を配置【13】
- ・ 5歳児は全体を把握できる能力のある職員を配置【19】
- ・ 5歳児の幼稚園教育は、幼稚園職員が担当【23】
- ・ 4～5歳児クラスは両資格併有者が担当【25】

[フリー職員の配置・活用]

- ・ フリー保育士の配置により柔軟に対応。4～5歳は、学級経営を行う教諭を配置し、シフト勤務を取り入れずに幼児教育の充実を推進し、教材開発・環境構成・指導計画の作成に力を入れている【12】
- ・ 園児が安定して生活が送れるよう、遅番は一年間フリー担当者2名で対応し、朝の受入れはクラス担任でしっかり対応【18】
- ・ 職員の研修を確保するため、午後にはフリーパート2名を配置【23】
- ・ 2～3歳と4～5歳にフリーの職員配置【27】

[その他]

- ・ 幼稚園の長期休業中は年齢にこだわらず全員が3歳未満児のクラスを受け持ち子どもの育ちについて情報交換と保育を受け持つ【1】
- ・ ある程度経験を考慮し、さらにチーフ役として主任クラスの職員を意図的に配置【5】
- ・ 0～2歳児には、経験年数が多い職員と経験の少ない職員でペアを組み、乳幼児専門職として、研修等に参加させ経験の少ない職員のレベルアップを図っている【7】
- ・ 合同保育の時、各学年1クラス3人体制の職員体制としている。A職員は全体を見て保育する職員、B職員は1人1人に配慮しながらA職員の補助、C職員は、配慮が必要な園児の気持ちを切り替えてクラス又は保育に導入する。(C職員を配置することで一時預かり保育や親子登園にも対応できる【7】
- ・ 保育所側に資格併有職員を人事異動させて交流。経験年数の長い職員が多いため、クラス担任を平均化して配置。臨時職員と正規職員を組み合わせ【10】
- ・ 保育所は同じ経験年数の職員を同学年に配置しない【20】
- ・ 経験年数が長いことも大切だが、様々な年齢の児童を担当することで学ぶことも多いため、異なる年齢の担任になるように配置【21】
- ・ 経験年数が偏らないように配慮【28】

- ・ ティーム保育を実施するにあたって、ベテランと若年、保育経験のある者とない者を組み合わせた【29】
- ・ 幼稚園教諭は両資格併有者を常勤で雇用。保育所は経験年数を積んだ年配者で両資格併有者を雇用【30】

④ 職員の園内研修について、実施状況を記入してください。また、研修時間の確保について、職員配置等の面で工夫している点があれば記入してください。

[研修の実施状況]

- ・ 月に2回月例会とチーム会議を開催【2】
- ・ 組ごとに毎月プロジェクトを作成し、個々の問題、組の問題、保育士の問題を掘り下げ【3】
- ・ 8月にカリキュラム・保育計画について研修を実施。職員配置については夏休み期間などで双方の職員が交換【6】
- ・ 総合施設内部研修会→県・市・実施園職員との研修会を年3回開催、総合施設園内研修会→職員研修会を月1回開催、保育内容研修会を月3回開催【7】
- ・ 幼稚園の研修に交替で参加。夏季研修会【8】
- ・ 保育所職員は研修日の確保が難しいため何日か研修日を設定【9】
- ・ 夏季に合同研修を実施【14】
- ・ 音楽の領域に関する研修。月1回職員全員の話し合い開催【17】
- ・ 午後にパートを雇用して園内研修を実施【19】
- ・ 保育研究会（各クラス年1回）、職員独自の勉強会（各自年1回）。どの職員も年間同じぐらいの参加回数となるよう配慮【20】
- ・ 幼稚園、保育園の全職員研修は土曜日午後に実施。各年齢のリーダーと園長、教頭の打ち合せ会を定期的に実施【22】
- ・ 前日に日案を説明し、またお互いの保育を参観し合い、その日のうちに研究討議【25】
- ・ 午睡の時間の利用【26】
- ・ 短時間児降園後に実施【27】
- ・ 交代で研修が可能となった。複数担任制を実施することで、午睡の時間を研修に当てることができた【29】
- ・ 3～5歳児担当は週1回、1～2歳児担当は月1回研修【31】
- ・ 幼稚園・保育園合同で週1回職員会を開き、研修も実施。不定期で外部講師を招聘した研修も実施【32】
- ・ 祝祭日に実施。研修費は園で負担【33】
- ・ 幼・保で各研修担当者を決め、月1回園内研修。年2回全員による合同研修を実施【34】

[研修の確保が困難]

- ・ 午睡の時間を利用しているが事実上困難【11】
- ・ 短時間対象園児だけであれば研修や教材研究時間も確保できるが、長時間対象園児に関わる職員に対しての研修や教材研究の確保が課題【20】

〔園外研修〕

- ・ 総合施設に関係すると思われる研修会には、積極的に参加させている【7】
- ・ 園外研修会に参加した記録を伝達し回覧【22】

⑤ 職員配置や職員資格に関する意見や感想があれば記入してください。

〔職員配置〕

- ・ 0歳児は3人に1人の保育士とあるが1対1が理想。年齢層は様々が望ましい【8】
- ・ 配置基準よりもゆとりのある配置でないと事故対応が困難。乳幼児の保育は子育て経験の有無も重要【11】
- ・ 経験豊富な職員と少ない職員のバランス配置が必要【19】
- ・ 現在は園長と担当2人。最低限主任の配置が強く望まれる【20】
- ・ 幼稚園としての質的向上を図るには人員に余裕がないと難しい【23】
- ・ 現在の保育所での複数担任性を維持【24】
- ・ 経験豊富な職員に無資格者が補助としてつく工夫も必要【27】
- ・ 障害児が入園した場合の職員配置は今後の検討課題の1つ【28】
- ・ 担任1人あたり人数は保育所基準を適用するのが望ましい【32】

〔職員資格〕

- ・ 担当者のほとんどが両資格を併有しており、合同活動はスムーズ【2】
- ・ どちらか一方の資格しか有していない者に対する資格取得、教育プログラムの充実【4】
- ・ 今回の総合施設モデル事業を受けて、幼稚園に保育士、保育所に幼稚園教諭を採用。職種による意識の違い、普通の子どもでさえも配慮が必要になっている今日、あらゆる子どもたちに対応できる機能が必要であり、一重に幼稚園教諭に望まれていること、また保育士に望まれていることを1つにすることで従来の保育システムよりも1人1人の子どもの育ちに対応できることを確信。総合施設と各施設及び小学校教育との接続コーディネーターが必要かも【7】
- ・ 両資格の併有者とどちらか一方の資格しか有していない者とのバランスが難しい【9】
- ・ 現段階では、幼保の特性等を理解しあうことが重要【14】
- ・ 現在は両資格の併有者が中心だが、非常勤保育士に限り、人物評価が高く保育士としても適格であるため幼稚園教諭の資格で採用。両資格の併有が望ましいが、非常勤の場合はどちらか一方の資格でも弾力的に考えられるとよい【22】
- ・ 幼稚園長を幼児園長（管理職）に、両資格併用資格を持った職員を配置【23】
- ・ 職員の人事異動を考えると、資格は併有が望ましい【25】 【30】
- ・ 職員資格については、乳幼児の専門家でどちらかを持っていれば研修や現場を通して十分対応できると思われる【29】。
- ・ 幼稚園教諭の資格を持つ者は2歳児以下の担任を可としてほしい【32】

4 預かり保育の実施状況

(幼稚園実施型の施設において預かり保育を実施している場合に記入願います。)

① 預かり保育の利用児童数

(利用日数・時間数別、年齢別に記入願います。)

→ 調査結果別紙 P13参照

② 預かり保育の実施体制

(担当職員の配置数や資格、専用のスペースの有無、通常保育との設備・運営面の相違など預かり保育の実施体制について記入願います。)

- ・ 現在、短時間保育児預かり保育を行うために、当番で職員を配置、人数によっては、2人の職員で対応している【7】
- ・ 通常の保育室を使用。運営は保育終了後1日600円で保護者の希望により18時まで【8】
- ・ 専任職員2名(常勤無資格者)に3～5歳の担任(資格併有若しくは幼稚園教諭)が1名加わる。専用スペース無し【31】
- ・ 3歳以上児では預かり保育の希望が100%のため、午後6時まで専任2名を主に担任がサポート【32】
- ・ 職員3名(幼稚園教諭、両資格併有、無資格者各1名)【35】

5 幼保連携型施設における連携の確保

(幼保連携型施設のみ回答願います。)

幼保連携型施設における幼稚園と保育所の連携確保の具体的方策について記入願います。

特に幼稚園と保育所の設置主体あるいは施設長などが異なる場合において、例えば職員の配置や指導監督などの面においてどのようにモデル事業全体として一体的な運営を確保しているかについて記入願います。

- ・ 職員の処遇や研修等について幼保間で違いが発生しないよう設定【4】
- ・ 一体的な運営は困難【9】
- ・ 保育園、幼稚園ともに認可上の園長を置いている。幼稚園長は教育管理職、保育園長は、会計事務規則第二条に定める所長に位置付け。幼稚園長が保育園長を兼務し一体的な運営【12】
- ・ 両方の施設の設置者、園長が話し合い【17】
- ・ 園長が1人のため、子供の見方、分析、職員指導が徹底できる【19】
- ・ 幼稚園長を幼児園長（管理職）に、両資格併用職員を配置し、連絡・報告・相談が一元的にできる体制作り【23】
- ・ 幼稚園児がいる13時30分までを共通保育時間とし、町独自の教育（保育）計画に基づき保育を実施【25】
- ・ 交流会等への参加を通して教育・保育の連携が図られるよう配慮【26】
- ・ 児童の教育・保育を一体として行うため、幼稚園・保育所に対する教職員配置ではなく、一体的な配置【33】
- ・ 幼保の職員配置基準を遵守しつつ、一方の負担が大きくなるよう打ち合わせ会を開催【34】